

各務原市資源集団回収奨励金交付要綱

(平成2年3月19日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物のうち資源として再生利用できるものを集団で回収を実施する市民の団体に対して、奨励金を交付することにより、資源回収活動を奨励し、ごみの減量化、資源の有効利用及びごみに対する市民意識を高めることを目的とする。

(交付対象団体等)

第2条 奨励金の交付を受けることのできる団体は、営利を目的としない団体であつて、自治会、PTA、子供会、老人会、婦人団体などの市民団体及び市長が適當と認める団体で、定期的に資源回収を行い、資源集団回収団体として登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）とする。

- 2 前項の登録を受けようとする団体は、毎年、資源の集団回収実施前に各務原市資源集団回収団体登録届出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の届出書が提出されたときは、審査し、受理した団体については、各務原市資源集団回収団体登録簿（様式第2号）に記載するものとする。
- 4 第2項の届出書の内容に変更が生じた場合は、速やかに各務原市資源集団回収団体登録事項変更届出書（様式第3号）により、市長に届け出るものとする。

(交付対象品目)

第3条 この要綱において奨励金の交付対象とする品目（以下「交付対象品目」という。）は、再生利用可能な廃棄物のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 紙類 紙パック（裏にアルミ箔がはってあるものを除く。）、新聞紙、チラシ、雑誌、段ボール等
- (2) 繊維類 古着等
- (3) その他 前2号に掲げるもののほか、資源として引き渡した物で市長が認めるもの

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、市長が予算の範囲内において別に定め、資源集団回収団体へ交付するものとする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付申請は、登録団体が各務原市資源集団回収奨励金交付申請書

(様式第4号)を資源の集団回収を実施した日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、回収業者が発行した書類で、交付対象品目を売却した場合にあってはその品目ごとの売却額及び売却重量、無償で引き渡した場合にあってはその品目名及び引渡重量、引取経費を支払って引き渡した場合にあってはその品目ごとの引取経費及び引渡重量が明らかとなる書類を添付しなければならない。

(奨励金の交付及び返還)

第6条 市長は、奨励金の交付申請を受理したときは、内容を審査のうえ交付額を決定し、各務原市資源集団回収奨励金交付額決定通知書(様式第5号)により当該登録団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定通知を行った場合は、登録団体に、市長が別に定める時期に奨励金を交付するものとする。
- 3 市長は、虚偽その他の不正の手段により奨励金の交付を受けたことが判明したときは、その交付額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 資源の再利用が可能な廃棄物を集団回収した川島地区内の団体に対する奨励金の交付については、平成16年度中に当該奨励金の交付申請があったものに限り、川島町廃棄物資源回収推進奨励金交付要綱(平成3年川島町告示第14号)の例による。

附 則(平成4年3月11日決裁)

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市資源集団回収奨励金及び特別奨励金交付要綱は、この要綱の施行の日以後に実施される資源の回収について適用し、同日前に実施された資源の回収については、なお従前の例による。

附 則(平成4年9月30日決裁)

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成5年3月10日決裁)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年9月28日決裁）

- 1 この要綱は、平成5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市資源集団回収奨励金及び特別奨励金交付要綱は、この要綱の施行の日以後に実施される資源の回収について適用し、同日前に実施された資源の回収については、なお従前の例による。

附 則（平成5年12月20日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の第3条から第5条まで及び附則第2項の規定は、平成5年10月23日以後に実施された資源の回収について適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、使用することができる。

附 則（平成6年2月23日決裁）

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市資源集団回収奨励金及び特別奨励金交付要綱は、この要綱の施行の日以後に実施される資源の回収について適用し、同日前に実施された資源の回収については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月27日決裁）

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市資源集団回収奨励金及び特別奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施される資源の回収について適用し、同日前に実施された資源の回収については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月12日決裁）

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市資源集団回収奨励金及び特別奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施される資源の回収について適用し、同日前に実施された資源の回収については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月17日決裁）

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市資源集団回収奨励金及び特別奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施される資源の回収について適用し、同日前に実施された資源の回収については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月9日決裁）

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市資源集団回収奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施される資源の回収について適用し、同日前に実施された資源の回収については、なお従前の例による。

附 則（平成16年10月27日決裁）

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年2月21日決裁）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市資源集団回収奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施される資源の回収について適用し、同日前に実施された資源の回収については、なお従前の例による。

附 則（平成18年2月23日決裁）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市資源集団回収奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施される資源の回収について適用し、同日前に実施された資源の回収については、なお従前の例による。

附 則（平成20年2月28日決裁）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市資源集団回収奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施される資源の回収について適用し、同日前に実施された資源の回収については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月19日決裁）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市資源集団回収奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施される資源の回収について適用し、同日前に実施された資源回収については、なお従前の例による。

附 則（平成29年1月4日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の各務原市資源集団回収奨励金交付要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、

使用することができる。

附 則（令和3年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に実施される資源の回収について適用し、同日前に実施された資源の回収については、なお従前の例による。

各務原市資源集団回収団体登録届出書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

団体名称

団体
代表者名団体所在地 各務原市
(代表者の住所)

代表者の電話番号

――――――

資源集団回収団体の登録を受けたいので、各務原市資源集団回収奨励金交付要綱
第2条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 団体の通常の
主な活動内容 _____
2. 資源として集団回収
をしようとする品目 _____
3. 資源の集団回収
をする区域 _____

4. 団体の構成人員

5. 資源集団回収の実施計画

回数	実施予定日
1	
2	
3	
4	
5	

回数	実施予定日
6	
7	
8	
9	
10	

6. 奨励金の振込先

窓口で確認をしますので、預金通帳をご持参ください。

様式第2号（第2条関係）

各務原市資源集団回収団体登録簿 (年度)

				口座名義人			
登録番号	登録年月日		振込先金融機関		口座種目		口座番号
団体名称				団体代表者氏名			
団体所在地(住所)				代表者の電話番号			
団体の通常の活動内容				回 収 品 目			
資源集団回収実施地域				団体の構成員又は世帯数			
資源集団回収実施計画							

回 取 状 況

各務原市資源集団回収団体登録事項変更届出書

年　月　日

(宛先) 各務原市長

団体名称

団体
代表者名

資源集団回収団体の登録事項について、下記のとおり変更が生じましたので届け出ます。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

変更後	変更前

各務原市資源集団回収奨励金交付申請書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

团 体 名 称

团体代表者姓名

団体所在地 各務原市
(代表者の住所)

代表者の電話番号

次のとおり資源の集団回収を実施し、資源回収業者に引き渡しましたので、各務原市資源集団回収奨励金交付要綱第5条の規定に基づき、奨励金の交付を申請します。

記

1. 集 团 回 取 寒 施 年 月 日 年 月 日 () 曜 日

2. 回 収 対 象 世 帯 数

3. 引渡実績

品目	引渡重量	1kg当たりの売却額 又は支払額
	kg	円
合計	kg	円

奨励金

様式第5号(第6条関係)

登録番号

年 月 日

様

各務原市長

印

各務原市資源集団回収奨励金交付額決定通知書

次のとおり資源集団回収奨励金の交付額を決定したので、通知します。

なお、奨励金については、 月 日頃、貴届出口座に振り込みます。

記

1. 交付額

奨励金

円

2. 交付額等の明細

年 月 日実施分

引渡重量 kg

奨励金 円